保護者の方へ

悪質商法のターゲット

18歳がねらわれる!?

2022年4月1日から、
成人年齢が18歳に
引き下げられました。

▼ 成人になると、どうしてねらわれるの？ ▼

理由1 自分の意思で高額な契約(買物)ができる！

親権者の同意がなくても、高額な契約(買物)ができるようになります。

理由2 親権者の承諾なく、お金が借りられる！

現金がなくても、クレジットカードのキャッシングや、銀行のローン、消費者金融が利用できるようになります。

理由3 未成年者取消権が使えない

成人になると、未成年者取消権(※)は使えなくなります。

※未成年者取消権…未成年者が、親権者の同意を得ずに結んだ高額な契約は、原則として取り消すことができるというもの。

都内の消費生活センターに寄せられた「18歳・19歳」の相談件数

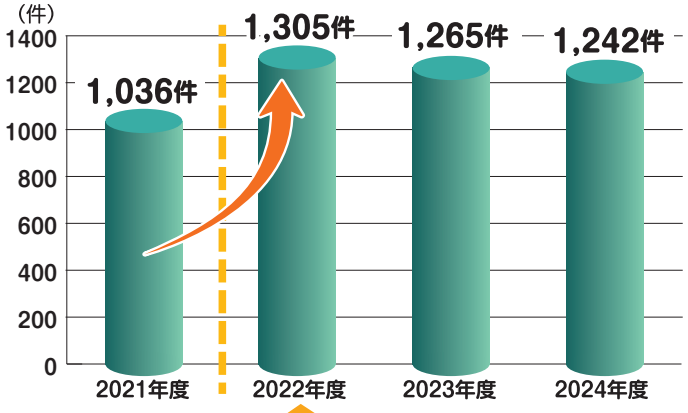

成人年齢が引き下げられた2022年以降、
18歳、19歳の相談件数は高止まりしています！

「18歳・19歳」の相談における契約購入金額別割合

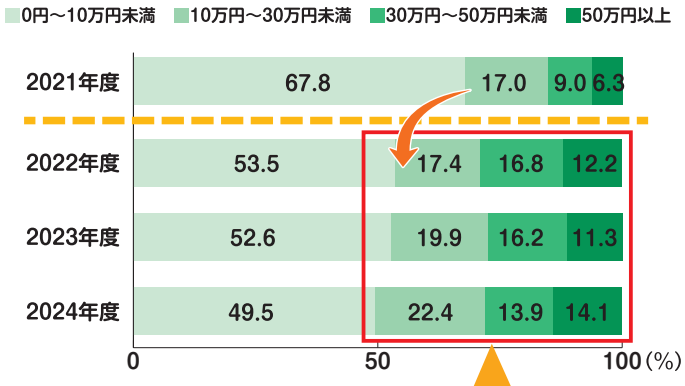

契約購入金額が高額化しています！

東京都消費生活総合センター　こんなトラブルの相談が寄せられています！ 詳しくは次へ

悪質事業者は、心の隙間に付け込みます！

事例その① 美容関連のトラブル

ステキになりたい！

脱毛エステ体験モニターのアルバイトに行ったら、体験後しつこく勧誘されて高額なコースを契約することに･･･

今日、契約すれば、キャンペーン割引！

分割払いを利用すれば月々5,000円！

- 「通い放題」と言われたのに、契約書には回数や期間などさまざまな条件が記載されていることも。
- 長期にわたる分割払の契約をさせられ、支払総額が100万円超の高額になることも。
- 思いどおりの施術にならないことも。

※脱毛などの美容関連トラブルの相談は性別関係なく多数寄せられています。

事例その② もうけ話のトラブル

楽にお金を儲けたい！

SNSのダイレクトメッセージでカフェに呼び出され、ネットビジネスの副業に誘われて高額な契約をしてしまった･･･

簡単に稼げる！絶対もうかる！

友人を誘うと、紹介料も入るよ！

- コンサルタント料、マニュアル代などと称し高額の支払を要求されることも。
- 突然連絡が取れなくなる。ダイレクトメッセージに返信がない、電話がつながらないことも。
- 友人を誘うと、人間関係が壊れる上に、自分自身が加害者になることも。

※SNSやアプリで知り合った「友人」を安易に信用することは危険です。

トラブルにあっても、相談しにくいもの。保護者の気付きや声掛けが大切です。

気付きのポイント

- ☑ 家に見慣れない書類（契約書）や商品がある
- ☑ お金に困っている様子がある
- ☑ 何となく元気がない
- ☑ 電話の着信やメッセージにおびえている

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

● 消費者ホットライン
188（お近くの消費生活相談窓口につながります）

● 東京都消費生活総合センター
03-3235-1155
【受付時間】月曜日～土曜日　9:00 ～ 17:00
（日、祝日、年末年始は除く）

相談無料

都内の団体に講師を派遣して消費生活講座をお届けします

実際に起きているトラブル事例をはじめ、悪質商法の手口や被害にあわないためのポイント、対処方法をお話しします。ご要望のテーマでお話ししますのでPTA、サークル等の集まりの際に、ぜひご活用ください。

出前講座に関するお問い合わせ
03-3235-4167

このリーフレットについての問い合わせ　●東京都消費生活総合センター 活動推進課　03-3235-1157